

※「농업생명자원의 보존·관리 및 이용에 관한 법률」のNITEによる2017年6月23日時点での日本語訳です。

※最新の正式な情報についてのご確認は、法令等の原文を参照のうえ、各国のフォーカルポイントを通じて行うことをおすすめします。

## 生物多様性の保全及び利用に関する法律（略称：生物多様性法）

[施行2017.6.28.][法律第14513号、2016.12.27.、他法改正]

環境部（生物多様性課）044-201-7243

### 第1章 総則

第1条（目的）本法は、生物多様性の総合的・体系的な保全と生物資源の持続可能な利用を図り、「生物多様性条約」の履行に関する事項を決定することにより、国民生活を向上させ、国際協力を増進させることを目的とする。

第2条（定義）本法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「生物多様性」とは、陸上生態系及び水界生態系と、これらの複合生態系を含むすべての起源から発生した生命体の多様性をいうものであり、種内・種間及び生態系の多様性を含む。
2. 「生態系」とは、植物、動物及び微生物群集と、無生物環境が機能的な単位で相互作用する動的な複合体をいう。
3. 「生物資源」とは、人類にとって価値があるか実在的若しくは潜在的用途がある遺伝資源、生物体、生物体の部分、個体群または生物の構成要素をいう。
4. 「遺伝資源」とは、遺伝の機能的単位を含む植物、動物、微生物またはその他の遺伝的起源となる遺伝素材のうち、現実の又は潜在的価値を持つ遺伝素材をいう。
5. 「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代が同等な機会を持って生物資源を利用し、その恩恵を受けられるよう、生物多様性の減少を誘発しない方式と速度で生物多様性の構成要素を利用することをいう。
6. 「伝統的な知識」とは、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に適合した伝統的な生活様式の維持に資してきた、全ての個人または地域社会の知識、技術、慣行等をいう。
7. 「外来生物」とは、外国から人為的または自然的に流入され、その本来の原産地または生息地を脱して存在するようになった生物をいう。
8. 「生態系攪乱生物」とは、次の各項目のいずれかに該当する生物であり、第23条による危害性評価の結果、生態系等に及ぼす危害が大きいと判断され、環境

部長官が指定・告示した生物をいう。

イ．外来生物の内、生態系の均衡を攪乱する、若しくは攪乱する恐れがある生物

ロ．外来生物に該当しない生物の内、特定地域で生態系の均衡を攪乱する、若しくは攪乱する恐れがある生物

ハ．遺伝子の組み換えにより生産された遺伝子組換え生物の内、生態系の均衡を攪乱する、若しくは攪乱する恐れがある生物

9. 「外国人」とは、次の各項目のいずれかに該当する者をいう。

イ．大韓民国国籍を持たない者

ロ．外国の法律により設立された法人（外国に本店または主な事務所を有する法人であり、大韓民国の法律により設立された法人を含む。）

第3条（基本原則）生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用のため、次の各号の基本原則が遵守されなければならない。

1. 生物多様性は、すべての国民の資産として現在及び将来の世代のために保全されなければならない。

2. 生物資源は、持続可能な利用のために体系的に保護され、管理されなければならない。

3. 国土の開発と利用は、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用と調和を成さなければならない。

4. 山、河川、湖沼、沿岸そして海洋へとつながる生態系の連携と均衡は、体系的に保全されなければならない。

5. 生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に対する国際協力は、増進されなければならない。

第4条（国家及び地方自治体の責務）①国家及び地方自治体は、第3条の基本原則による措置を積極的に策定・施行する責務を負う。

②国家及び地方自治体は、各種計画の策定と事業の実行過程において、その計画と事業が第3条の基本原則ならびに第7条の国家生物多様性戦略に添うように努力しなければならない。

第5条（国民の責務）①すべての国民は、生物多様性の保全及び持続可能な利用のために国家及び地方自治体が策定・施行する事業が円滑に推進されるように積極的に協力しなければならない。

②すべての国民は、生物多様性の重要性を認識し、生物多様性を配慮した商品及びサービスを選択することにより、生物多様性に及ぼす悪影響の軽減と生物資源の持続可能な利用のために努力しなければならない。

第6条（他の法律との関係）①生物多様性の保全及び生物資源の利用に関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、本法で定めるところに従うものとする。

- ② 生物多様性の保全及び生物資源の利用に関し、他の法律を制定、若しくは改正する場合には、本法の目的と基本原則に添うようにしなければならない。

## 第2章 国家生物多様性戦略

第7条（国家生物多様性戦略の策定）① 政府は、国家の生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用のための戦略（以下「国家生物多様性戦略」という。）を5年ごとに策定しなければならない。

② 国家生物多様性戦略には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 生物多様性の現況、目標及び基本方向
2. 生物多様性及びその構成要素の保全及び管理
3. 生物多様性構成要素の持続可能な利用
4. 生物多様性に対する脅威への対処
5. 生物多様性に関連する研究、技術開発、教育、広報及び国際協力
6. その他生物多様性の保全及び利用に必要な事項

③ 関係中央行政機関の長は、国家生物多様性戦略の円滑な策定のために、第2項各号の事項に対して所管分野別に推進戦略を策定して環境部長官に通知しなければならない。

④ 国家生物多様性戦略は、環境部長官が第3項により所管別推進戦略を総括して作成し、国务会議の審議を経て確定する。この場合、環境部長官は国家生物多様性戦略の円滑な策定のため必要と認められる時は、国务会議審議の前に関係専門家の意見聴取及び関係中央行政機関の長と協議することができる。

⑤ 環境部長官は、第4項により確定された国家生物多様性戦略を告示しなければならない。

⑥ 国家生物多様性戦略を変更しようとする場合は、第3項から第5項までの規定を準用しなければならない。但し、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合にはその限りではない。

⑦ その他国家生物多様性戦略の策定等に必要な事項は大統領令で定める。

第8条（国家生物多様性戦略施行計画の策定・施行）① 関係中央行政機関の長は、国家生物多様性戦略により、毎年所管分野の国家生物多様性戦略施行計画（以下「施行計画」という。）を策定・施行しなければならない。

② 関係中央行政機関の長は、前年度の施行計画の推進実績及び該当年度の施行計画を大統領令が定めるところにより環境部長官に通知しなければならない。

③ 施行計画の策定及び推進等に必要な事項は大統領令で定める。

## 第3章 生物多様性及び生物資源の保全

- 第9条（生物多様性調査等）①政府は、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用のために生物多様性の現況を調査することができる。
- ②政府は、朝鮮半島とその付属島嶼の生物多様性を保全するために、軍事境界線以北の地域の住民と共同で生物多様性に関連する研究や生物種の調査を実施する等、朝鮮半島とその付属島嶼の生態系と固有生物種を保護するための政策を推進することができる。

- 第10条（国家生物種リストの構築）①環境部長官は、国内に生息する生物種の学名及び国内分布現況等を含む国家生物種リストを作成しなければならない。
- ②環境部長官は、関係中央行政機関の長に第1項による国家生物種リストの作成に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長は特別な事由がない限り要請を受けた資料を提出しなければならない。
- ③第1項による国家生物種リストの作成対象、項目、方法等に関する事項は大統領令で定める。

- 第11条（生物資源の国外搬出）①環境部長官は、大統領令において生物多様性の保全のために保護する価値が高い生物資源と定められている基準に該当する生物資源を、関係中央行政機関の長と協議の上、国外への搬出を承認する生物資源として指定・告示することができる。
- ②いかなる者であっても、第1項により指定・告示された生物資源（以下「搬出承認対象生物資源」という。）を国外に搬出するためには、環境部令で定めるところにより環境部長官の承認を受けなければならない。但し、「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」第18条第1項、または「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」第22条第1項による国外搬出承認を受けた場合はその限りではない。〈改正2016.12.27.〉
- ③環境部長官は、搬出承認対象生物資源が次の各号のいずれかに該当する場合は、国外搬出を承認しないことができる。
1. 極めて制限的に生息する場合
  2. 国外に搬出した場合、国家利益に大きな損害を被る恐れがある場合
  3. 経済的価値が高い形態的・遺伝的特徴を持つ場合
  4. 国外に搬出した場合、その種の生存に脅威を与える恐れがある場合

- 第12条（生物資源の国外搬出承認取り消し等）①環境部長官は、第11条第2項により搬出承認対象生物資源の国外搬出承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、環境部令で定めるところによりその承認を取り消すことができる。但し、第1号に該当する場合はその承認を取り消さなければならない。
1. 偽りやその他不正な方法で承認を受けた場合
  2. 生物資源の承認を受けた用途以外で使用した場合
- ②環境部長官は、第1項により承認が取り消された搬出承認対象生物資源が、既に搬出されてしまっている場合には、その承認が取り消された者に該当の生物資源の

還収を命令する等の必要な措置をとることができる。

- ③環境部長官は、第2項により生物資源の還収命令等を受けた者がその命令等を履行しない時には、「行政代執行法」に定めるところにより代執行することができる。

第13条(外国人等の生物資源獲得の届出) ①外国人、外国機関、国際機関等(以下「外国人等」という。)または外国人等と生物多様性に関連する契約を締結した者が、研究または商業的利用のため環境部長官が指定・告示した生物資源を獲得しようとする場合は、環境部長官に届出なければならない。但し、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」第11条第1項による外国人等の獲得許可を受けた場合はその限りではない。〈改正2016.12.27.〉

- ②第1項による届出手続き・方法とその他に必要な事項は環境部令で定める。

第14条(生物多様性の減少等に対する緊急措置) ①環境部長官、関係中央行政機関の長及び特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急復旧、救助・治療、工事中止等、生物多様性の急激な減少を免れるかあるいは最小化できる措置をとることができる。但し、関係中央行政機関の長は該当措置の内訳を環境部長官に滞りなく通知しなければならない。また特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事(以下「市・道知事」という。)は、施行した措置に対し環境部長官の承認を受けなければならない。

1. 自然災害等国家的または地域的な生物多様性に深刻な影響を及ぼす事態が生じた場合
2. 生物多様性が深刻な程度に減少するか、あるいは消失する危険にさらされた場合
3. 開発事業等の施行により、野生生物の繁殖地や生息地が大きな規模で毀損される危険にさらされた場合

- ②環境部長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第1項による措置により直接的な経済的損失を被った者に対し、その損失に相当する費用を償うことができる。

- ③第1項及び第2項による措置の詳細な内容及び方法等、その他の必要な事項は大統領令で定める。

第15条(生態系保全及び復元支援等) ①国家及び地方自治体は、生態系の均衡が破壊されないように生態系の保全、毀損された生態系の復元、または生態系が提供するサービスの回復のために必要な施策を策定しなければならない。

- ②国家及び地方自治体は、生態系の保全及び復元に参加する住民・団体等に対して支援することができる。

第16条(生物多様性管理契約) ①環境部長官は、海洋を除く、次の各号の地域を保全するため、土地の所有者、占有者または管理人と耕作方式の変更、化学物質の使用削減、湿地の造成、その他土地の管理方法等の内容について契約(以下「生物多

様性管理契約」という。)を締結、若しくは関係中央行政機関の長または地方自治体の長に生物多様性管理契約の締結を勧告することができる。

1. 絶滅危機野生生物の保護のために必要な地域
  2. 生物多様性の増進が必要な地域
  3. 生物多様性が独特であるか、若しくは優れた地域
- ②環境部長官、関係中央行政機関の長または地方自治体の長が生物多様性管理契約を締結する場合には、大統領令において定める基準に従い、その契約の履行により該当する土地の収益が減少する者に対し、実費補償をしなければならない。
- ③生物多様性管理契約を締結した当事者が、その契約内容を履行しないか、若しくは契約を解約しようとする場合には、3ヶ月より前に相手側にその旨を通知しなければならない。
- ④生物多様性管理契約の締結等、その他必要な事項は大統領令で定める。

## 第4章 国家生物多様性センター等

第17条(国家生物多様性センターの運営等) ①関係中央行政機関の長は、所管分野の生物多様性及び生物資源に対する次の各号の業務を遂行する生物多様性センターを運営することができる。

1. 生物多様性及び生物資源に関する情報の収集・管理
  2. 生物資源の寄託、登録、評価、分譲等活用に関する現況管理
  3. 生物資源のリスト作成
  4. 外来生物種の輸出入現況管理
  5. 生物資源の輸出入及び搬出・搬入現況管理
  6. 生物資源関連機関との協力体系構築
  7. その他生物多様性の保全等のために必要な事項として大統領令で定められた業務
- ②環境部長官は、生物多様性の体系的な保全・管理及び生物資源の持続可能な利用のために、次の各号の業務を遂行する国家生物多様性センターを運営しなければならない。
1. 第1項による生物多様性センター間の情報共有及び情報共有体系の統合管理
  2. 第1項各号の業務に対する総括・管理
  3. 第18条による国家生物多様性情報共有体系の構築・運営
  4. 国内外の生物資源関連機関及び国際機関等との協力体系構築
- ③環境部長官は、関係中央行政機関の長に第2項による国家生物多様性センターの効率的な運営及び統合的な情報管理のために必要な資料等の提出を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長は、特別な事由がない限り要請を受けた資料等を提出しなければならない。
- ④環境部長官は、第3項により提出された資料等を関係中央行政機関の長と共有しなければならない。

- ⑤第1項による生物多様性センター及び第2項による国家生物多様性センターの運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第18条（国家生物多様性情報共有体系構築・運営等）①環境部長官は、「生物多様性条約」の国内での履行と国家生物多様性情報の総合的な管理のため、国家生物多様性情報共有体系を構築・運営しなければならない。この場合、「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」第11条により国家生命研究資源情報センターが指定された場合には、その国家生命研究資源情報センターと連携して管理しなければならない。

- ②環境部長官は、関係中央行政機関の長に国家生物多様性情報共有体系の構築・運営に必要な資料の提出及び所管分野の情報システムとの連携を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長は、特別な事由がない限り要請に従わなければならない。

第19条（生物資源に対する利益の配分）①生物資源の研究・開発の成果及びその商業的利用等により発生する利益は、生物資源の提供者及び利用者間において公正かつ衡平に配分されなければならない。

- ②政府は、生物資源から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を保障するため、生物資源の提供者と利用者が互いに契約を締結する際に協議しなければならない必須契約事項及びこれらを反映した標準契約書の提供等、必要な施策を推進することができる。

- ③第1項及び第2項による生物資源の利益配分に必要な事項は別途法律で定める。

第20条（伝統的な知識の保護等）政府は、伝統的な知識の保全及び利用を促進するために次の各号の施策を推進しなければならない。

1. 個人と地域社会の伝統的な知識の発掘、研究及び保護
2. 伝統的な知識の情報収集及び管理システム構築
3. 伝統的な知識の活用のための基盤構築

## 第5章 外来生物及び生態系攪乱生物管理

第21条（外来生物管理計画の策定）①環境部長官は、外来生物（「海洋生態系の保全及び管理に関する法律」第2条第8号による海洋生物であり、海洋にのみ生息する生物は除く。以下この章にて同様）管理のための基本計画（以下この章で「外来生物管理計画」という。）を5年ごとに策定しなければならない。

- ②外来生物管理計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 外来生物管理の基本目標及び推進方向
2. 外来生物等による被害実態及び管理現況
3. 外来生物等の生態系攪乱生物指定現況及び指定計画

4. 生態系攪乱生物に指定された外来生物等の除去・防除等の管理計画
  5. 外来生物管理に必要な調査・研究推進計画
  6. 外来生物管理のための人材の需給及び育成計画
  7. その他外来生物管理のために必要な事項
- ③環境部長官は、外来生物管理計画を策定する際、関係中央行政機関の長とあらかじめ協議しなければならない。また策定された外来生物管理計画を関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならない。策定された外来生物管理計画の内、環境部令で定める重要な事項を変更する時もまた同様である。
- ④環境部長官は、外来生物管理計画の策定または変更のため関係中央行政機関の長及び市・道知事に必要な資料の提出を要請することができる。
- ⑤市・道知事は、外来生物管理計画に従い外来生物管理のための施行計画を毎年策定・施行しなければならない。

第22条(危害懸念種の輸入・搬入の承認) ①国内に流入された場合、生態系等に危害を及ぼす恐れがあり、環境部長官が指定・告示する生物種(生きているもので、個体の一部・卵・種子等を含む。以下「危害懸念種」という。)を輸入または搬入しようとする者は、環境部令で定めるところにより環境部長官の承認を受けなければならない。但し、「海洋生態系の保全及び管理に関する法律」第23条第2項による許可または「遺伝子組換え生物の国家間移動等に関する法律」第8条第1項による承認を受けた場合はその限りではない。

- ②第1項により承認を申請する者は、環境部令で定める専門機関が実施する生態系等に及ぼす危害性に対する審査(以下「生態系危害性審査」という)を受けなければならない。
- ③環境部長官は、生態系危害性審査の結果及び該当する危害懸念種が生態系等に及ぼす被害の程度を考慮し、承認の可否を決定しなければならない。
- ④生態系危害性審査の基準及び手続き、具備書類、その他必要な事項は環境部令で定める。

第23条(生態系攪乱生物の指定・告示) ①環境部長官は、外来生物等に対し、生態系等に及ぼす危害性を評価することができる。

- ②環境部長官は、第1項による危害性評価の結果により、生態系等に及ぼす危害が大きい外来生物等を、関係中央行政機関の長と協議し生態系攪乱生物と指定・告示しなければならない。
- ③第1項による危害性評価の基準及び方法、第2項による生態系攪乱生物の指定手続き、その他必要な事項は環境部令で定める。

第24条(生態系攪乱生物の管理) ①いかなる者も生態系攪乱生物を輸入、搬入、飼育、栽培、放し飼い、移植、譲渡、譲り受け、保管、運搬または流通(以下「輸入等」という。)してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当し、環境部長官の許可を受けた場合はその限りではなく、生態系攪乱生物のうち「遺伝子組換え生物



の国家間移動等に関する法律」第2条第2号による遺伝子組換え生物の輸入に対しては、その法で定めるところによるものとする。<改正2012.12.11.>

1. 学術研究を目的とする場合
  2. その他教育用、展示用、食用等環境部令で定める場合
- ②環境部長官は、第1項の但し書きによる許可申請を受けた時は、生きている生物として、自然環境に露出する恐れがないと認められる場合にのみ、環境部令で定めるところにより輸入等を許可することができる。
- ③環境部長官は、生態系攪乱生物の管理のために必要な場合は、関係中央行政機関の長または地方自治体の長に対し、生物多様性及び生態系保全のために防除等必要な措置をとるよう要請することができる。また、関係中央行政機関の長または地方自治体の長は、特別な事由がない限りその要請に従わなければならない。この場合、「水道法」第7条第3項による上水源保護区域における行為の制限にもかかわらず、生態系攪乱生物を捕獲・採取することができ、また避けられない場合には他の野生生物とともに捕獲・採取することができる。
- ④環境部長官は、生態系攪乱生物が生態系等に及ぼす影響を持続的に調査・評価し、生態系攪乱生物による生態系等への危害を減らすため必要な措置をとらなければならない。

第25条（生態系攪乱生物の輸入等の許可の取り消し等）①環境部長官は、第24条第1項の但し書きにより、生態系攪乱生物に対する輸入等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は環境部令で定めるところによりその許可を取り消すことができる。但し、第1号に該当する場合は、その許可を取り消さなければならない。

1. 偽りやその他不正な方法で許可を受けた場合
  2. 自然環境に生態系攪乱生物を放した若しくは植栽した場合
  3. 生態系攪乱生物を自然環境に露出させた場合
- ②環境部長官は、第1項により許可が取り消された生態系攪乱生物が、既に自然環境に露出してしまった場合は、その許可が取り消された者に対し該当生物の捕獲・採取を命令する等、必要な措置をとることができる。
- ③環境部長官は、第2項により生態系攪乱生物の捕獲、採取命令等を受けた者が、その命令等を履行しない時は、「行政代執行法」に定めるところにより代執行することができる。

## 第6章 研究及び技術開発等

第26条（生物多様性等の研究及び支援）①国家及び地方自治体は、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用のため、次の各号に関する研究を推進しなければならない。

1. 生物多様性に影響を及ぼす要因

2. 生物多様性及び生態系の価値に対する評価
  3. 生物多様性の保全のための戦略及び技術の評価
  4. その他生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用法に関する案
- ② 国家及び地方自治体は、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用を促進するために次の各号の施策を策定・推進しなければならない。
1. 外国・国際機関等との技術協力、情報交換、共同研究、共同調査等の推進及び支援
  2. 生物多様性及び生物資源に関連する研究または調査を遂行する機関または団体等の育成・支援
  3. 学界・研究機関との共同研究及び関連する学術活動支援

第27条（技術開発） 国家及び地方自治体は、次の各号の技術開発を促進するための事業を推進しなければならない。

1. 絶滅危機種の増殖・復元技術等、生物多様性の保全のための技術
2. 生物多様性に対する脅威要因の管理技術
3. 生物資源の持続可能な利用に関する技術
4. 毀損された生態系及び生息地の復元技術
5. 生態系攪乱生物の除去及び防除技術

第28条（専門人材の養成） ① 国家及び地方自治体は、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用の促進に必要な専門人材を体系的に養成するため次の各号の施策を策定・推進しなければならない。

1. 生物多様性関連分野の専門人材養成事業の支援
  2. 特性化大学院課程等の教育プログラムの準備及び普及支援
- ② 国家及び地方自治体は、第1項による専門人材の養成のため「高等教育法」第2条による大学、研究所または団体、その他必要と認める機関を、専門人材養成機関に指定し、必要な教育訓練を行わせることができる。
- ③ 国家及び地方自治体は、第2項により指定された専門人材養成機関に対し、大統領令で定めるところにより教育訓練に必要な支援をすることができる。
- ④ 第2項による専門人材養成機関の指定及び指定取り消し基準等必要な事項は大統領令で定める。

第29条（教育・広報） ① 政府は、生物多様性の保全のための教育・広報を拡大することにより、産業界と国民等が関連する保全活動に自発的に参加し、日常生活において生物多様性の保全を実践できるようにしなければならない。

② 政府は、教科用図書を含む教材開発及び教員研修等、生物多様性の保全に関する学校教育を強化しなければならない。

## 第7章 補則

第30条（報告及び検査等）①環境部長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、大統領令で定めるところにより関連資料を提出させることができる。また関係公務員に対し、該当する事業者の事務室・事業場等に立ち入らせ、関連書類、施設またはその他の品物を検査、若しくは関係者に質問することができる。

1. 第11条第2項により搬出承認対象生物資源の国外搬出承認を受けた者
2. 第22条第1項により危害懸念種の輸入または搬入承認を受けた者
3. 第24条第1項但し書きにより生態系攪乱生物に対する輸入等の許可を受けた者

②第1項により立ち入り検査をする公務員は、その権限を表示する標章を携帯し、関係者の要求がある場合はこれを提示しなければならない。

③第2項による標章に関する事項は環境部令で定める。

第31条（国庫補助）国家は、予算の範囲内で次の各号に該当する事業を施行する地方自治体または関連団体に対し、その費用の全部または一部を補助することができる。

1. 生物多様性管理契約の履行
2. 生態系攪乱生物管理に関する事業
3. 生物多様性と生物資源に関連する研究事業、技術開発の促進及び共同研究の支援事業
4. 専門人材の養成事業及び教育・広報事業
5. その他生物多様性の保全のための事業

第32条（聴聞）環境部長官は、次の各号のいずれかに該当する処分をしようとする場合は、聴聞をしなければならない。

1. 第12条第1項による搬出承認対象生物資源の国外搬出承認の取り消し
2. 第25条第1項による生態系攪乱生物の輸入等許可の取り消し

第33条（権限の委任及び委託）①本法における環境部長官及び関係中央行政機関の長の権限は、大統領令で定めるところによりその一部を所属機関の長または市・道知事に委任することができる。

②環境部長官及び関係中央行政機関の長は、本法における業務の一部を大統領令で定めるところにより関係専門機関等に委託することができる。

第34条（罰則適用における公務員擬制）第33条第2項により委託を受けた業務に従事する関係専門機関等の役職員を、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用する場合は公務員とみなす。

## 第8章 罰則

第35条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2014.3.18.〉

1. 第11条第2項に違反し承認を受けずに搬出承認対象生物資源を搬出した者
2. 第22条第1項に違反し承認を受けずに危害懸念種を輸入または搬入した者
3. 第24条第1項に違反し生態系攪乱生物の輸入等を行った者

第36条（没収） 次の各号のいずれかに該当する生物種は没収する。

1. 第22条第1項に違反し承認を受けずに輸入・搬入された危害懸念種
2. 第24条第1項に違反し輸入等されるか、或いは第25条第1項により許可が取り消された生態系攪乱生物

第37条（両罰規定） 法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または個人の業務に関し第35条の違反行為を行った場合、その行為者を罰すると共にその法人または個人に対しても該当する各条文の罰金刑を科する。但し、法人または個人が、その違反行為を防止するために該当する業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合はその限りではない

第38条（過料） ① 次の各号のいずれかに該当する者には200万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第13条第1項に違反し届出をしなかった者
2. 第30条第1項により関係公務員の立ち入り・検査・質問を拒否・妨害または忌避した者

② 第1項による過料は、大統領令で定めるところにより環境部長官が賦課・徴収する。

附則〈第11257号、2012.2.1.〉

第1条（施行日）本法は、公布後1年が経過した日から施行する。

第2条（国外搬出承認に関する経過措置）本法の施行当時以前の「野生生物保護及び管理に関する法律」第41条第2項により生物資源の国外搬出承認を受けた場合、第11条第2項により、生物資源の国外搬出承認を受けたものとみなす。

第3条（生態系攪乱野生生物の輸入または搬入許可に関する経過措置）本法の施行当時以前の「野生生物保護及び管理に関する法律」第25条第3項により、生態系攪乱野生生物の輸入または搬入許可を受けた場合、第24条第1項但し書きによる許可を受けたものとみなす。

第4条（他の法律の改正）①竹島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法の一部を次のように改正する。

第8条第1項第10号のうち「『野生生物保護及び管理に関する法律』第2条第4号による生態系攪乱野生生物」を「『生物多様性の保全及び利用に関する法律』第2条第8号による生態系攪乱生物」とする。

②無人島嶼の保全及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号のうち「『野生生物保護及び管理に関する法律』第2条第4号による生態系攪乱野生生物」を「『生物多様性の保全及び利用に関する法律』第2条第8号による生態系攪乱生物」とする。

③樹木園造成及び振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第15条第1項但し書きのうち「『野生生物保護及び管理に関する法律』」をそれぞれ「『生物多様性の保全及び利用に関する法律』」とする。

④湿地保全法の一部を次のように改正する。

第13条第2項のうち「『野生生物保護及び管理に関する法律』第2条第4号による生態系攪乱野生生物」を「『生物多様性の保全及び利用に関する法律』第2条第8号による生態系攪乱生物」とする。

⑤法律第10977号野生動・植物保護法の一部改正法律の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削除する。

第2条第7号のうち「『自然環境保全』第2条第16号」を「『生物多様性の保全及び利用に関する法律』第2条第3号」とする。

第5条の2を削除する。

第6条第1項のうち「生態系攪乱野生生物」を「『生物多様性の保全及び利用に関する法律』第2条第8号による生態系攪乱生物」とする。

第21条第2項第3号のうち「第41条により」を「『生物多様性の保全及び利用に関する法律』第11条により」とする。

第25条、第25条の2、第41条、第41条の2、第56条第1項第5号及び第7号をそれぞれ削除する。

第57条第8号を次のようにする。

8. 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第24条第1項に違反して生態系攪乱生物を輸入、搬入、飼育、栽培、放し飼い、移植、譲渡、譲り受け、保管、運搬または流通した者

第58条第3号を削除する。

第58条の2第1項第2号のうち「生態系攪乱野生生物」を「『生物多様性の保全及び利用に関する法律』第2条第8号による生態系攪乱生物」とする。

第59条第1項のうち「生態系攪乱野生生物」を「『生物多様性の保全及び利用に関する法律』第2条第8号による生態系攪乱生物」とする。

第63条のうち「第25条の2第1項、第36条第1項、第40条第5項、第41条の2第1項」を「第36条第1項、第40条第5項」とする。

第64条のうち「第25条の2第1項、第36条第1項、第40条第5項、第41条の2第1項」を「第36条第1項、第40条第5項」とする。

第65条第3項のうち「第7条、第25条」を「第7条」とし、同条第4項を削除する。

第69条第1項第8号・第9号及び第11号をそれぞれ削除する。

第73条第3項第10号及び第18号をそれぞれ削除する。

⑥ 自然環境保全の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のようにする。

5. 「生態系」とは、植物、動物及び微生物群集及び無生物環境が機能的な単位で相互作用する動的な複合体をいう。

第2条第16号を次のようにする。

16. 「生物資源」とは、「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第2条第3号による生物資源をいう。

第35条の題目「(生物多様性と生物資源の保全対策策定及び国際協力)」を「(生態系保全対策及び国際協力)」とし、同条第1項各号以外の部分のうち「履行のため大統領令が定めるところにより次の事項を含む生物多様性及び生物資源の保全対策を」を「履行に必要な施策を」とし、同項各号を削除し、同条第2項全段のうち「国際機関及び関連国政府と協調して」を「生物多様性に関する条約等及び関連する国際機構及び外国政府と協力し」とし、同項後段を削除する。

第36条の題目「(生物多様性の研究・技術開発等)」を「(生態系の研究・技術開発等)」とし、同条第1項のうち「生物多様性構成要素の生息地及び生息地以外での保全、生物資源の管理及び『野生生物保護及び管理に関する法律』第2条第4号による生態系攪乱野生生物の管理状況」を「気候変化等による生態系変化と適応」とし、同条第2項本文中の「生物多様性の保全と生物多様性構成要素の持続可能な利用のために、別途の保全措置が必要であるか、若しくは社会的・経済的・文化的・科学的価値のある生物多様性構成要素の分布状態・変化推移等と、生物多様性の保全と生物多様性構成要素の持続可能な利用に悪影響を及ぼしうる開発事業等に対し、必要な」を「気候変化による生態系の変化様相及び適応・管理事例、気候変化等に脆弱な生態系等に対する」とし、同項但し書きを削除し、同条第3項を削除する。

第37条を削除する。

第49条第8号を次のようにする。

8. 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第16条による生物多様性管理契約の履行

⑦ 海洋生態系の保全及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第42条第1項各号以外の部分の但し書きのうち「『野生生物保護及び管理に関する法律』第21条及び第41条の規定により」を「『野生生物保護及び管理に関する法律』第21条及び『生物多様性の保全及び利用に関する法律』第11条により」とする。

附則<第11536号、2012.12.11.>

第1条(施行日)本法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条から第8条まで省略

第9条（他の法律の改正）法律第11257号生物多様性の保全及び利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第24条第1項各号以外の部分但し書きのうち「『遺伝子組換え生物の国家間移動等に関する法律』第2条第1号」を「『遺伝子組換え生物の国家間移動等に関する法律』第2条第2号」とする。

附則<第12459号、2014.3.18.>

本法は公布した日から施行する。

附則<第14513号、2016.12.27.>

第1条（施行日）本法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条から第8条まで省略

第9条（他の法律の改正）①及び②を省略

③生物多様性の保全及び利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第11条第2項の但し書きを次のようにする。

但し、「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」第18条第1項または「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」第22条第1項による国外搬出承認を受けた場合はその限りではない。

第13条第1項の但し書きを次のように新設する。

但し、「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」第11条第1項による外国人等の獲得許可を受けた場合はその限りではない。

第10条省略